様式第六（第八条関係）

表

年　　月　　日発行第　　号（　　年　　月　　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

（写真）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第58条第２項による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第五十八条　（略）

２　主務大臣は、第五十一条、第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、特定社会基盤事業者に対し、その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七　（略）

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ列８番とする。

○厚生労働省令第百三号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項及び第九十一条の規定に基づき、厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令を次のように定める。

令和五年八月九日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令

（特定重要設備）

第一条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十条第一項第四号に掲げる水道事業及び水道用水供給事業に係る特定社会基盤事業についての同項の主務省令で定めるものは、当該事業の用に供する浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該事業又は水道用水供給事業を行う者の全ての浄水施設の一日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。）において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）とする。

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条　法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　法第五十条第一項第四号に掲げる水道事業に係る特定社会基盤事業　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第六条第一項の認可を受けた者であって、給水人口が百万人を超えるものであること。

二　法第五十条第一項第四号に掲げる水道用水供給事業に係る特定社会基盤事業　水道法第二十六条の認可を受けた者であって、一日に給水することができる最大の水量が五十万立方メートルを超えるものであること。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

第三条　法第五十条第二項の規定による指定の通知は、様式第一による指定通知書によって行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示等）

第四条　法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定において準用する場合にあっては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

２　厚生労働大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

第五条　法第五十条第三項の規定による変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によって行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

第六条　法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によって行うものとする。

（立入検査の証明書）

第七条　法第五十八条第二項の立入検査をする職員の身分を示す同条第三項の証明書は、様式第四によるものとする。

附　則

この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。